独立行政法人国立環境研究所法(平成十一年法律第二百十六号)独立行政法人国立環境研究所法の一部を改正する法律案新旧対照条文(傍線の部分は改正部分)

(役員)	第二章の役員及び職員	第五条(略)(資本金)	第四条(略)(事務所)		第一章 総則		改正案
(役員)	第二章 役員	第六条(略)(資本金)	第五条(略)(事務所)	人とする。	第一章 総則	目次 第一章 総則(第十四条) 第二章 機則(第十二条·第十三条) 第五章 難則(第十二条·第十三条) 第五章 罰則(第十四条)	現

第十一条(略)(積立金の処分)	第十二条(略)(積立金の処分)
第十条(略)(業務の範囲)	第十一条(略)(業務の範囲)
第三章 業務等	第三章 業務等
	職員とみなす。 号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する第十条「研究所の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五(役員及び職員の地位)
	する。
第九条(略)(役員の任期)	第八条(略)(役員の任期)
第八条(略)(理事の職務及び権限等)	第七条(略)(理事の職務及び権限等)
第七条 (略)	第六条(略)

2 第十五条 第十四条 第十三条 環境大臣は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染その 究所に対し、第十一条に規定する業務のうち必要な調査及び研究 生ずることを防止するため緊急の必要があると認めるときは、研他の環境の汚染により人の健康又は生活環境に係る重大な被害が らない場合において、その承認を受けなかったとき。 の実施を求めることができる。 をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。 (主務大臣等) (緊急の必要がある場合の環境大臣の要求) 第十二条第一項の規定により環境大臣の承認を受けなければな 第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。 (略) 第五章 一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、 (略) 罰則 又は盗用した者 2 第十四条 第十三条 第十二条 らない場合において、その承認を受けなかったとき。 究所に対し、第十条に規定する業務のうち必要な調査及び研究の 生ずることを防止するため緊急の必要があると認めるときは、研 他の環境の汚染により人の健康又は生活環境に係る重大な被害が をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。 実施を求めることができる。 (主務大臣等) 第十一条第一項の規定により環境大臣の承認を受けなければな (緊急の必要がある場合の環境大臣の要求) 第十条に規定する業務以外の業務を行ったとき。 (略) 第五章 環境大臣は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染その 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為 (略) 罰則

国家公務員共済組合法 (昭和三十三年法律第百二十八号) (附則第九条関係)

別表第三 (第百二十四条の三関係) 独立行政法人国立環境研究所 (略) 名 称 改) (平成十一年法律第二百十六号) (平成十一年法律第二百十六号 正 独立行政法人国立環境研究所法 (略) 根 案 拠 法 別表第三 (第百二十四条の三関係) (略) 名 称 現 (略) 行 根 拠 法

(傍線の部分は改正部分)